

(特別管理) 産業廃棄物処分量の届出

番号	申請書等	形式的な事項等	変更	廃止
1	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 届出書	許可に応じた様式、郵便番号、電話番号、ふりがな、許可番号、廃止の場合は許可証を添付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
a.個人の営業者で住所又は氏名の変更 ※1、2				
2a	申請者の住民票の写し ※3	本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
b.法人の商号及び本店住所の変更 ※1、2				
2b	定款若しくは寄附行為の写し	届出者による原本証明、3か月以内のもの	◇	—
3b	登記簿記載事項証明書 ※3	3か月以内のもの	◇	—
c.法人の役員、株主、政令使用人、法定代理人の変更の場合 ※2				
2c	登記簿記載事項証明書 ※3	役員の変更の場合	◇	—
3c	役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※3、4	新しい役員等のもの、本籍地の記載があるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	◇	—
4c	役員、株主、政令使用人、法定代理人の登記事項証明書等 ※3、4	新しい役員等のもの、3か月以内のもの	◇	—
d.事務所又は事業場の所在地の変更				
2d	事務所、事業場の案内図	処理施設付近の見取図	◇	—
3d	登記簿記載事項証書 ※3	登記簿上の変更がある場合、3か月以内のもの	◇	—
e.産業廃棄物処理施設等の変更 ※2、5				
2e	施設の平面図等	平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、使用前検査適合通知書の写し等	◇	—
3e	設計計算書	処理能力	◇	—
4e	施設の付近の見取図	事務所、事業場の案内図も添付	◇	—
5e	施設の使用権原を有することを証明する書類	購入契約書等、契約期間、当事者名	◇	—
f.水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの有無 ※2、5、6				
2f	水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて	すべての事業者が提出	<input type="checkbox"/>	—
3f	事業計画の概要	取扱う場合	◇	—

2 ページ目の備考を確認して、提出してください。

【備考】

・届出書の新旧の欄には、変更の内容が確認できるように記入してください。

書ききれない場合や役員の新旧対照表を添付される場合は、「別紙のとおり」と記入し、変更内容が確認できる別紙を添付してください。

・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記載されている事項を証明した書面になります。

・登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書になります。

成年被後見人及び被保佐人に該当する場合は、お問い合わせください。

◇**変更した内容が確認できるものが必要になります。**

※1 既に許可を受けている者から別の者に変更する場合、新規許可が必要になります。

※2 法定処理施設を設置している場合、その手続きも必要になります。

※3 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。

※4 法定代理人が法人の場合、登記簿記載事項証明書、役員の住民票の写し及び登記事項証明書等が必要になります。

※5 小規模産業廃棄物処理施設を設置している場合、その手続きも必要になります。

※6 **平成29年10月1日以前から水銀使用製品廃棄物等を取り扱っていた場合のみ変更届出**になります。

新規に取り扱う場合、特別管理産業廃棄物である**廃水銀等**を取扱う場合などは**変更許可申請**が必要になります。